

～ 出張報告 ～

東ティモール現地調査・現地セミナー報告

国際協力部教官

江 藤 美紀音

一 本調査及びセミナーの目的

当部は、2008年度から東ティモール司法省法律諮問立法局に対し、法案起草能力強化支援を実施している。支援を効率的に行うため、同国の司法制度を調査すべく過去2回現地調査を実施し、本年度は、平石努弁護士¹に対し、東ティモール民事裁判制度に関する調査を委託した。今回の現地調査は、これまで調査を行っていなかった司法関連機関での聞き取りを中心に調査を実施した（一部平石弁護士同行）。

また、同立法局が起草に取り組んでいる「麻薬に関する法律」及び「調停・仲裁法」に関し、本年9月に大阪において実施した共同法制研究²でのフォローアップを兼ねて、ワークショップを開催した。

本報告では、現地調査及び現地セミナーの状況について報告するとともに、これまでの調査に基づき同国司法組織等の概要について言及している。³

二 日程

2012年12月3日から14日まで(移動日を含む)。
概要下記のとおり。

12月4日

JICA 東ティモール事務所との協議

12月5日

東ティモール日本大使館表敬訪問

東ティモール統合ミッション (UNMIT) 訪問
UNDP との協議

12月6日

司法副大臣表敬

東ティモール法律家協会 (AATL) との面談
法案起草ワークショップ①

12月9日

エルメラ県ラワラ村における ADR 実態調査

12月10日

ディリ地方裁判所訪問

法廷傍聴

控訴裁判所訪問

12月11日

公選弁護人事務所訪問

司法制度モニタリングプログラム (JSMP) 訪問
法案起草ワークショップ②

12月12日

法案起草ワークショップ③

法案起草ワークショップ④

12月13日

日本大使館主催記者会見

三 活動概要

1 現地調査

東ティモールの司法関連機関を訪問し、活動状況等について聞き取りを中心とした調査を実施した。

¹ インドネシア在住、JAKARTA INTERNATIONAL LAW OFFICE 外国法アドバイザー、元 JICA 長期専門家

² 同共同法制研究については、ICDNEWS53号158頁に掲載している。

³ 同国の民事司法制度の詳細については、平石弁護士に調査を委託中であり、本年度中に調査結果の報告がなされる予定。また、同報告書は当部 HP に掲載予定。

(1) 司法副大臣表敬

イボ・ジョルゲ・バレアテ副大臣を表敬訪問し、両国の協力関係について意見交換をした。なお、このときの様子は、同司法省の HP にも掲載されている。⁴



写真中央が司法副大臣その左が当職、右が戸根統括専門官。首にかけている布は東ティモールの特産品タイス。

(2) デイリ地方裁判所裁判官との協議

同地裁裁判官と面談し、民事第一審事件の大まかな流れについて聴取した。概要以下のとおりである。



デイリ地方裁判所

- 民事事件は、東ティモール民事訴訟法（同法はもともとポルトガル語で起草されているが、現在テトゥン語に翻訳されている⁵）に従って手続

⁴ <http://www.mj.gov.tl/?q=node/368>

⁵ 東ティモールの公用語はポルトガル語とテトゥン語である。ポルトガル語は国民の一部しか理解できないが、テトゥン語は国民の殆どが理解する。しかし、テトゥン語は語彙がすくなく法律を作成するのに適さないとされ、その

が行われている。

- 全ての事件に弁護人が選任される（本人訴訟なし）。
- 民事第一審手続の流れ

訴え提起→通知→答弁（30日以内に被告が答弁しないと訴え認容となる。ただし、家庭内の問題は答弁なくても手続進行する。）この後、裁判所から当事者に対し、和解の機会が提供される。和解の機会の提供は1回のみである。和解が成立すると、確定判決と同様の効力が生じる。和解不成立の場合は、口頭弁論が開かれ、判決に至る。

(3) デイリ地方裁判所執行官からの聴取

同地裁執行官より、民事執行の概要について聴取した。概要は以下のとおり。

- 民事執行事件件数：2012年12月現在で、申立て14件、実施済み9件。
- 土地に関する事件が多い。
- 手続概要：執行申立→通知→異議し立て期間（20日間）→執行
- 一般の人が裁判や執行のことを知らないため、執行に時間が掛かる。
- 地裁構成員は、裁判官12名（外国人判事は2名。いずれもポルトガル人）、執行官6名である。

(4) デイリ地方裁判所 法廷傍聴

調査実施日に傍聴できる民事事件がなかったため、合計3件の刑事事件を傍聴した。

【1件目】傷害事件

被告人不出頭により、公判延期。同事件はテトゥン語により実施された。

【2件目】殺人事件

弁護人不出頭により、公判延期。同事件は外国人判事、検事が担当していたため、裁判手続はポルトガル語で実施されていた。検察側、弁護人側の双方に通訳人が配置され、延期の手続について被告人らため同国の法律はポルトガル語で作成されている。

に対し通訳人を介した説明がされていた。

【3件目】家庭内暴力事件

浮気疑惑から口論となり、夫が妻の頭部を殺虫剤の缶で殴打し失神させた事件。同事件はテトゥン語により実施された。

手続概要：①裁判官による権利告知，人定質問，②犯罪事実についての被告人質問（裁判官→検察官→弁護人の順），④証人尋問（裁判官→検察官→弁護人の順），⑤論告・求刑，⑥最終弁論，⑦判決期日の言渡し

一件記録は裁判官の手元にあり，手続の進行も記録に基づく裁判官の質問（事実確認）が中心で，職権主義的な進行であった。



法廷にて。公判立会検察官(左)と。

(5) 控訴裁判所長との協議

控訴裁判所長⁶と面談し，控訴裁判所について以下の内容を聴取した。

現行裁判所は控訴裁判所が1つ，地方裁判所が4つで構成されている⁷。最高裁判所は憲法上要求されているが，まだ設立されていない（最高裁判所が設立されたら控訴裁判所はなくなる？旨発言）。他にも憲法上必要な特別裁判所⁸があるが，未設立である。

⁶ クラウディオ・シメナス控訴裁判所長は，元ポルトガリスボン高等裁判所の判事である。司法大臣，控訴裁判所長，検事総長，光線弁護人事務所長で構成される調整評議会（CoC）メンバー。

⁷ ディリ地方裁判所，パウカウ地方裁判所，スアイ地方裁判所，オエクッシン地方裁判所

⁸ 高等行政税務会計裁判所，軍事裁判所，海事裁判所，行

このためすべての事件を通常裁判所及び控訴裁判所で取り扱っており，裁判は現状二審で終結している。

控訴裁判所には7名の裁判官がおり，うち，東ティモール人が4名（同氏を含む），外国人が3名である。控訴裁判所での事件数は年間約200件。刑事事件が多く，民事事件は刑事事件の約3分の1程度しかない。

(6) 公設弁護人事務所長との協議

公設弁護人事務所長と面談では，以下の事項を聴取した。

- ・ 公設弁護人事務所(OPD)はUNTAETが1999年7月に設立。法律相談や法律扶助，調停⁹を行っている。
- ・ 公選弁護人事務所は司法省の管轄下であり，政府の方針に従って無償の法律サービスを提供している。公選弁護人の報酬は国が支出しており，公選弁護人は民間からの依頼を受けることができるが，依頼者から報酬を受け取ってはいけないことになっている。
- ・ 公選弁護人の資格は，裁判官や検察官同様，法学部を卒業後，法律研修センター（LTC）に入学し，これを卒業した弁護士の中から選ばれる。LTCは法曹三者の質の均一性を図るものであるが，今年は12人しか卒業できず，裁判官，検察官，弁護士の定員合計45人を大幅に下回っている。
- ・ 外国人弁護士も出身国での経験が5年以上あれば弁護士として活動できる。
- ・ 現在16人の公選弁護人がおり，3名がブラジル人である。ディリに9人，スワイ2人，パウカウ3人，オエクッシン2人が配置され，それぞれの地域で法的サービスを提供している。このほ

政裁判所である。

⁹ 刑事・民事について調停を行う。刑事は3年以下の軽い刑期の犯罪についてのみ調停を行うことができる。民事は裁判所における調停及び裁判外調停の双方がある。裁判外調停も公証制度があるようで，公証人による公証で執行力を具備できるとのこと。

か、裁判所がない地域には移動裁判所が実施されている。

(7) 東ティモール法律家協会長との協議

同協会長との協議では、以下の内容を聴取した。

- ・ 東ティモール法律家協会 (AATL) は、法学部の学位を取得した者 247 名で構成されている。
- ・ 現在の課題は弁護士会の設立であり、そのために 5 名 (司法省 3 名, AATL 2 名) からなる評議会が結成されている。
- ・ 弁護士資格を得るには LTC の卒業が必要であるが、協会員の殆どが無資格者であるため、資格取得の方法もまた課題になっている。

(8) 司法制度モニタリングプログラム (JSMP) との協議

東ティモールにおいて司法制度調査を行う NGO を訪問し、活動内容を聴取した。

- ・ JSMP は 2001 年に設立した東ティモール人の NGO である。
- ・ 活動は東ティモールの重大事件の裁判をモニタリングしており、東ティモールの司法の発展についてモニタリングしてきた。毎日スタッフが裁判傍聴しており、レイプ、DV など女性に関連する事件を中心にモニタリングする女性ユニットもある。国会の立法過程もモニタリングしており、事例分析を実施して、裁判司法制度を世間に広める周知活動を行っている。
- ・ 成果は毎年年次報告書をテトゥン語、インドネシア語、英語で作成し、HP で公開している。¹⁰ 英語は資金協力を受けているドナー (Ausaid, USaid, アジア基金) 向けに作成している。
- ・ ドナー以外の機関からの個別の調査委託にも応じている。

(9) エルメラ県ラワラ村訪問・ラワラ村執行役員との協議



ラワラ村での調査の様子。

村落調停の実態を調査するため、エルメラ県ラワラ村を訪問し、同村の村長らに面談して、以下の事項を聴取した。

- ・ ラワラ村では、傷害や窃盗事件、離婚、土地問題、DV 等の問題を村の慣習による手続 (調停) で取り扱っている。
- ・ 村内で発生した事件は全て村長に報告されるので、村長は調停の開始決定をする。
- ・ 殺人事件や未成年の強姦等重大な事件は警察に通報するが (逆にいうと、重大事件以外の刑事事件は警察に通報されず、手続は村内部で終了する。)、それとは別に村内部の調停も進行する。
- ・ 調停が開始すると、当事者は警備担当者に事務手続き費用を支払うほか、調停に参加する参加者全員の食事を用意する。
- ・ 調停では、両当事者や証人、村民が参加し、それぞれに意見を述べたり互いに尋問をし、合意ができるまで繰り返される。
- ・ 調停の記録は作成され、調停が成立すれば合意文書を作成し、手続き費用を支払い、加害者は被害者に慣習に基づく損害賠償を行う¹¹。

¹⁰ JSMP の公刊物については、HP で読むことができる。
<http://jsmp.tl/en/jsmp-publications/>

¹¹ ラワラ村では、親に対する暴力は高価な織物と豚 1 頭、義理の親に対する暴力は水牛と貴石、親類関係がない場合は布と豚とヤギといったように補償の内容が慣習上決まっている。

- ・ 調停不成立の場合、当事者は村が用意した書類を持って警察に行く（刑事）か裁判所に訴える（民事）。

2 ワークショップ

(1) テーマ「麻薬に関する法律」の検討(講師：当職)

東ティモールでは、新しい刑法の制定に伴いそれまで適用されていたインドネシア刑法が失効したが、その結果、麻薬規制に関する条文が欠落し、麻薬の取締りが法的にできない。現在、東ティモールでは他国と比較し麻薬犯罪はそれほど顕著ではないが数例の報告はあり、また、オーストラリアとインドネシアの麻薬密輸の通過点になっているという事例が報告されている。

今回のワークショップでは、司法省法律諮問立法局の起草メンバーとともに、メンバーから予め提出されていた質問事項に関する討議を実施した。質問内容は、麻薬の移動行為の犯罪化方法、麻薬対策委員会の構成員や警察その他関係機関との協力に関する規定の仕方、研究、医療に用いられる麻薬の種類、麻薬輸出入の規制方法などである。それぞれについて日本の制度を説明した。

また、9月の共同法制研究時での検討を踏まえて、草案を作り直したとのことであったので、新しい草案に関する検討を実施した。国外犯規定の不備、傍受令状の不備、刑事訴訟法との関係が十分に検討されていないなど、草案の形になるには更なる検討が必要と思われた。しかし、今年採用された起草メンバーの多くはLTCの卒業生であり、こちらからの質問に対し、ポルトガル語の条文をめぐって関連条文を指摘するなど、法的素養を兼ね備えていると感じた。¹² ただ、彼らが東ティモール国内特有の問題

¹² 2012年3月に実施した現地セミナーでは、広く聴講者を募集したため法的素養の低さが指摘されていたが、今回は参加者を起草メンバーに限定したため、そのようなことはなかった。

に適応した法案づくりを意図していることに加え、当面麻薬3条約を批准する予定がないので、国際基準に合致した法案は作成されないかもしれない。

(2) テーマ「調停・仲裁法」(講師：平石弁護士)



ワークショップの様子
中央が平石弁護士

東ティモールでは、伝統的に村落内で紛争解決が行われてきたこと、フォーマルな司法手続は裁判所の不足等によりあまり利用されていないことなどから、司法省側は現状国民に最も利用されているインフォーマルな紛争解決方法に法的根拠を与えようと考え、現在調停・仲裁法の起草に取り組んでいる。

ワークショップでは、まず、平石弁護士が日本の調停及び仲裁について概要説明した。その後、東ティモール司法省側が起草を試みているインフォーマルな調停の法律化について、検討すべき問題点の洗い出し作業を行った。関心事項は、軽微な刑事事件に村落の調停¹³を適用すべきか、調停人の基準、調停と仲裁のどちらを用いるべきか、調停、仲裁、和解と民法との関係などであった。地裁での聞き取りでは、民事裁判手続内での調停（裁判上の和解と類似）は行われているとのことであったが、仲裁については不明である（おそらく行われていない。）。

当職からは、仲裁判断は裁判所の確定判決と同じ効果を持ち、また不服申立て制度がないなどの点から、インフォーマル司法には向かないと思われる旨

¹³ 刑事訴訟法では、3年以下の犯罪について刑事手続内での調停（和解？示談？）を認めているとのこと。

指摘した。併せて、ベトナムや中国での類似の制度について紹介した。



ワークショップのメンバー

3 ドナーとの協議

東ティモールの司法分野において、他ドナーの活動を調査することを目的として実施した。特に、今年12月で東ティモールから撤退するUNMITの過去6年間における実績を聴取し、UNMIT 撤退後の最大ドナーとなるUNDPの活動を聴取することで、今後の支援プランの参考とする。

(1) 国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) 訪問及び面談

UNMIT を訪問し、同ガバナンスサポートユニット長から、同ユニットの活動について以下のとおり聴取した。

- ・ 2002年の独立後、2006年に国連は撤退予定であったが、同年に勃発した騒乱問題により、UNMITが設立された。
- ・ ガバナンスサポートユニットは2006年の騒乱の原因が民主制度、ガバナンスが未成熟であったことにあるとされ、東ティモールに民主制度、ガバナンスを根付かせる目的で設置された。選挙支援、三権分立のアドバイス、議会支援、人事院への支援、汚職対策、キャパシティビルディングのためのアドバイザー派遣のほか、民主主義の内面化を測るため、地方でのデモクラティックガバナンスフォーラムを実施し、延べ175回、1万2000人の参加を見た。これらの活動は、UNMITにおいて成功例とみなされている。

- ・ 成功の原因は、2006年以降大きな治安上の問題が起きていないこと、民主的統治機構が出来上がったこと、石油ファンドが機能して国家の経済が安定していることが挙げられる。

(2) UNDP 東ティモール事務所との協議

ガバナンスユニット長及び同ユニットメンバーと協議し、UNDPの活動について聴取した。

- ・ UNDP ガバナンスユニットは、施設設備やキャパビリティを含んだ司法・行政部門のガバナンス全体を支援している。検察や刑務所、LTC、公設弁護士事務所、法律扶助、選挙、NGOなどの支援を行っている。中でも、司法アクセスや人材育成に力を入れており、例えば、LTCはUNDPを含む国際機関の支援により運営しているが、これをいかにナショナライズするかが課題となっている。また、経営面や法学部との連携も課題である。
- ・ UNDPは、法案起草にも関与している。なお、東ティモールの法律の殆どは、政府の法律（デクレト・レイ）であるが、法案はポルトガル人起草者（インターナショナルアドバイザー）により作成されている。
- ・ 麻薬に関する法律に日本が支援していることは知っている。これについては、UNDPも相談を受け、UNODCと協議している。
- ・ ローカルジャスティス関連では、2-3年前UNDPの支援でこれに関する法案ができたが、前大臣が承認しなかったため現在も審議中（休止中）である。東ティモールでは9割の紛争が慣習法で処理されており、刑事事件が多い。ローカルジャスティス関連法案は、定義づけやチェックシステム等アウトラインを定める内容であるが、承認されなかった原因は、東ティモール側でこの問題に対する明確な政策が協議されていなかったためと考えている。
- ・ (日本の支援について)LTCでは裁判官や検察官、

弁護士等になるための教育をしているが、卒業後の教育はしていないため、将来的にはこの分野の教育も必要になると考えている。その場合、LTCと同じ言語で同じようなアプローチをとる必要がある（ポルトガル語による教育などをイメージ?）。UNDP、ポルトガル、スウェーデン、スペイン、オーストラリアなど多くのドナーの支援を受けているが、それぞれは予算が制限されているので、窓口を一つにしてコーディネーションを図っていく必要がある。

4 日本大使館主催記者会見



記者会見の様子。

左からネリンホ・ビタル法律諮問立法局長、
フランシスコ・カルセレス事務局長、
花田大使、当職。

花田吉隆特命全権大使の御厚意により、2012年12月13日午前10時、日本大使館において、日本の東ティモールに対する法整備支援に関する記者会見を実施した。花田大使、当職のほか、司法省からはフランシスコ・カルセレス事務局長とネリンホ・ビタル法律諮問立法局長が臨席した。会見の様子は地元新聞等に掲載された。¹⁴

5 現地調査を終えて

東ティモールでは、公用語としてポルトガル語及びテトゥン語が使用されているが、ポルトガル語は

一部の指導者層が話せるものの、殆どの国民が話すことができない。逆にテトゥン語はほとんどの国民が話せるが、言語として未発達であるため、法律にはむかず、そのため法律はポルトガル語で起草されている。また、インドネシア占領時代に教育を受けた世代はインドネシア語を話し、独立後に教育を受けた者（高校生以下）はポルトガル語及びテトゥン語で教育を受けている。このような複雑な言語体系は、東ティモールにおける国民の司法へのアクセスを阻害するのみならず、法律以外にポルトガル語の習得が必要なことが司法関係者の負担になっていると指摘されている。また、ほとんどの裁判において通訳が入り、訴訟遅延の原因になっているため、UNMITは全ての法律をポルトガル語からテトゥン語に翻訳することや、通訳人の質向上、通訳人の増員を提案している。

このような前提知識をもとに今回の調査に臨んだが、実際に法廷傍聴した裁判3件のうち2件は、訴訟関係者全員がテトゥン語を話せたため、通訳なしで手続が行われ、DV事件は1～2時間で一回結審していた。訴訟の遅延は、言語問題もあるが、訴訟関係者の不出頭が訴訟遅延の一因ではないかとすら思われた。また、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法はポルトガル語からテトゥン語に翻訳されており、司法関係者に利用されている。テトゥン語にない単語はそのままポルトガル語が使用されているようであるが、司法のテトゥン語化の動きを感じることができる。¹⁵

また、2004年に設立したLTCの存在により、少しずつではあるが東ティモール人の法曹人口が増えつつあることも、司法の東ティモール化に貢献している。

¹⁴日本大使館のHPにも掲載されている。
<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp/>

¹⁵一般用語でも、「テレビ」などテトゥン語にない単語はポルトガル語が使用されているようであり、テトゥン語とポルトガル語の混合が進んでいるようである。



海岸の果物売り

次に、今回の現地調査で分かったことは、東ティモールにおける司法制度は、外枠はある程度構築されているものの中身が足りないということである。つまり、現在ある5つの裁判所は独立前 UNTAET 時代の2000年ころに設立され、公選弁護人事務所も1999年に設立された。独立当初から憲法で権力分立が定められている。武器対等と実現するため国民は民事・刑事事件双方で無料で公選弁護人をつけることができる。2004年に設立されたLTCでは、法曹養成段階での一元制度が採られ、法曹の質の均一性を標榜している。問題は、このような制度があってもこれを担う人材や知識・経験が著しく不足していることにある。LTCの教員が全員外国人であることは、その顕著な例である。そのため、例え裁判所を増設したとしてもそこに配置する裁判官やその他職員、検察官、弁護士が足りないし¹⁶、ディリ以外に住む国民にとって裁判所は遠隔地にあって利用しづらく、裁判制度の国民への周知度が低いため、フォーマルな裁判制度があまり利用されず、インフォーマルな村の調停が盛んに利用されている。

このようなことから、言語問題は東ティモール自身が解決すべき問題としても、司法人材育成については今後引き続き支援していかなければならない分

野であると考え。支援の方法については、現地の大使館やJICAとも連携しながら進めていくべきで、他ドナーとの関係ではUNDPとの関係が重要である。UNDPは東ティモール司法分野で総合的な支援を行っているので、相互の支援の効果が矛盾・そごしないよう留意すべきである。ただし、UNDPのいう「窓口を一つにする」支援は、日本の顔の見える支援を行うことが難しくなるという懸念もあるので、これについては十分な検討が必要である。

以上



コモロ市場で会った女の子。
東ティモールは人口の約46%が15歳以下という、非常に若い国である。

¹⁶ JMSPのHP情報によると、ディリ以外の地方裁判所は裁判官は常駐せず、バウカウで週に1日、その他は月に数日裁判官が来て開廷している。